国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理規則

（令和４年１１月１日
規則第１０６号）

（目的）

第1条　本規則は、国立大学法人東京医科歯科大学において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。

（2）技術の提供　外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。

（3）貨物の輸出　外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。

（4）取引　技術の提供又は貨物の輸出をいう。

（5）リスト規制技術　外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

（6）リスト規制貨物　輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

（7）キャッチオール規制　外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

（8）該非判定　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

（9）取引審査　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。

（10）大量破壊兵器等　核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

（11）通常兵器　大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

（12）大量破壊兵器等の開発等　大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

（13）通常兵器の開発等　通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

（14）居住者　外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6－1－5，6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

（15）非居住者　居住者以外の自然人及び法人をいう。

（16）特定類型該当者　外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③まで

に掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（17）教職員等　本学に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。

（適用範囲）

第3条　本規則は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条　本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

（1）国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

（2）外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

（3）輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条　本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

2　最高責任者は本規則の制定・改廃、外為法等又は本規則に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条　最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長が指名する理事又は副学長もって充てる。

2　統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規則の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規則に定められた業務を行う。

（輸出管理責任者）

第7条　統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者の指名する者をもってその任に充てる。

2　管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規則に定められた業務を行う。

（輸出管理委員会）

第8条　本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を審議する。

（1）　該非判定及び取引審査の審議に関する事項

（2）　本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に係る規則等の制定及び改廃の審議に関する事項

（3）　輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項

（4）　安全保障輸出管理統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項

（5）　研究インテグリティに関する事項

（6）　その他輸出管理に関する重要事項

（委員会の構成）

第9条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）　安全保障輸出管理統括責任者

（2）　大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の教授　1名

（3）　大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の教授　1名

（4）　大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学系専攻（検査系）又は大学院保健衛生学研究科の教授　1名

（5）　大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻の教授　1名

（6）　教養部の教授　1名

（7）　生体材料工学研究所の教授　1名

（8）　難治疾患研究所の教授　1名

（9）　安全保障輸出管理責任者

（10）学長が指名する、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括する者

（11）その他安全保障輸出管理最高責任者が指名する者

2　前項の委員（前項第１号、第9号及び第10号の委員を除く。）は、学長が委嘱する。

（任期）

第10条　前条第2号から第8号まで及び第11号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2　前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3　第1号の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第11条　委員会に、委員長を置き、安全保障輸出管理統括責任者をもって充てる。

2　委員長は、会議を招集し、これを主宰する。

3　委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（議事）

第12条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2　議事は、出席委員（委任状を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（構成員以外の出席）

第13条　委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

（事前確認）

第14条　教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、委員会の議を経て委員長が定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2　前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第15条（該非判定）、第16条（用途確認）及び第17条（需要者等確認）の起票・確認を行い、第18条の取引審査の手続を行わなければならない。
3　第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

（該非判定）
第15条　教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、委員会の議を経て委員長が定める「該非判定票」を起票するものとする。
2　該非判定は、以下のとおり行う。
（1）本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
（2）本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

（用途確認）
第16条　教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、委員会の議を経て委員長が定める「「用途」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

（需要者等確認）
第17条　教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを、委員会の議を経て委員長が定める「「需要者」チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。
（1）提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
（2）経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
（3）大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
（4）軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

（取引審査）
第18条　教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、委員会の議を経て委員長が定める「審査票」を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。
2　「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第19条　前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2　許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3　技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第20条　教職員等は、技術を提供する場合、第14条の事前確認及び第18条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第14条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第18条の取引審査の手続の確認は要さない。

2　教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第21条　教職員等は、貨物を輸出する場合、第14条の事前確認及び第18条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第14条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第18条の取引審査の手続の確認は要さない。

2　教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3　教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

（文書管理又は記録媒体の保存）

第22条　教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

（監査）

第23条　管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規則に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

（調査）

第24条　統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

（指導）

第25条　統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

（教育）

第26条　管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規則の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

（報告）

第27条　教職員等は、外為法等又は本規則に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2　管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3　統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

（懲戒）

第28条　教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規則に違反した場合には、本学の定める就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

（事務の所管）

第29条　この規則に関する事務は、統合イノベーション機構事務部及び統合国際機構事務部双方の協力のもとで行う。

2　第7条第2項に定める相談窓口のほか、研究インテグリティに関する事項の相談窓口は、統合イノベーション機構事務部に置く。

（雑則）

第30条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附　則（令和4年11月1日規則第147号）

1　この規則は、令和4年11月1日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

2　国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理規則（平成23年4月1日規則第46号）、国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理委員会規則（平成23年4月1日規則第47号）及び国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理に係る実施要領（平成23年4月1日制定）は廃止する。

附　則（令和5年8月8日規則第106号）

この規則は、令和5年8月8日から施行する。